

行政減量・効率化有識者会議（第58回）議事概要

1. 日時

平成20年10月20日（月）9：00～11：15

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

甘利明行政改革担当大臣

〔委員〕

茂木友三郎（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、櫻谷隆夫、菊池哲郎、富田俊基、森貞述の各委員

〔専門委員〕

梶川融、草野満代、鳶信彦の各専門委員

〔国土交通省〕

和泉洋人住宅局長、押田彰土地・水資源局長、石井喜三郎都市・地域整備局審議官ほか

〔経済産業省〕

数井寛中小企業庁経営支援部長ほか

〔内閣府〕

藤田明博政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）ほか

〔内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局〕

佐久間事務局長ほか

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長ほか

4. 主な議題

- 「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて
 - （1）都市再生機構（財務状況、予算要求）
 - （2）住宅金融支援機構（金融資産の見直し、予算要求）
 - （3）中小企業基盤機構
- 研究開発独立行政法人をめぐる最近の動き
- 官民競争入札等監理委員会からの報告

5. 議事の経過

（開会）

（「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて）

各主務省から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

〔都市再生機構（国土交通省）〕

- ・家賃減額のため、出資金（300億円）の運用益を充てるということだが、3～4億円程度の費用はコストダウンで捻出できないか。関係法人への随意契約を廃止してコスト削減すべき。また、3～4億円のために300億円を財政から支出するというのもいかなものか。
- ・毎年のように国からの出資金と交付金がこの独法に投入されているが、今の厳しい財政状況を考えてこのような状況は続けられない。（低所得者への家賃減額が必要なら）財政に頼らず、経営努力によって対応すべき。
- ・財務内容が改善した原因を財政支援と経営努力に分けて、数値的に説明して欲しい。その上で今後の経営方針をどうするかという議論をしないと、国が出資金を入れる理由を説明できない。企業経営のロジックでは、出資金の運用益で費用を賄うというのは考えられない。
- ・高齢化社会では既存住宅ストックの活用が重要。これまでのように「作る」という発想だけでなく、「活用していく」という方針転換を考えるべき。

〔住宅金融支援機構（国土交通省）〕

- ・19年度に余った預かり補助金（667億円）については、まず、全額国に返還し、改めて必要分を要求するのが筋なのではないか。
- ・出資金を使ったフラット35利用者のみへの金利優遇策は、民間とのイコールフットィングの競争と反する。優良住宅の支援ならば、フラット35の利用者のみだけでなく、税制、補助金等で広く措置すべき。
- ・国交省の施策として優良住宅の促進を図るとしても、独法への出資ではなく、補助金等の方法で措置するべきではないか。ストック（資産）を切り崩してフロー（予算財源）を捻出しようという議論が行われている時に、フロー（運用益）を得るためのストック（出資金）を要求するというのは逆行している。
- ・補給金の対象の金利差は想定より改善が進んでいるところ、補給金の廃止を平成23年度から前倒しできるのではないか。また、財投の繰上げ償還も当初想定されていたよりも多くの金額になっており、住宅金融支援機構の収支改善は進んでいるはずである。
- ・中古住宅の取得促進のための出資金ということだが、金利優遇よりも、中古住宅の市場が作れるかどうかの方が重要なのではないか。出資金230億円の運用益を細々と使うのではなく、もっとインパクトのある政策に思い切った金額を初期に投入してはどうか。
- ・団体信用生命保険業務について、積立金を3千億円超保有しているが、そもそも機構がこの制度を行う必然性がないのではないか。
- ・リバースモーゲージ向けの保険を導入するというが、地価が下がっている時は動かないのではないか。

〔中小企業基盤整備機構〕

- ・勘定が多く、又、一般勘定内も事業が多く、会計からだけでは資金・資源が有効に活用されているのか判りにくい。
- ・一般勘定の 3,000 億円超の未使用資金は今後本当に必要か。
- ・保有金融資産については、説明責任が果たせるように、具体的に何に使う予定なのかをもっと説明し、事後評価も適切に行うべき。
- ・中小企業政策における中小機構の位置づけ、特に類似の金融事業を行う日本政策金融公庫などとの関係が判りにくい。その結果、中小機構の金融事業は、資金に余剰（未使用）があり、本当に機能しているのか疑問。
- ・借入が過大な中小企業に、中小機構が債務保証を行い、更に過大な借入を助長していないか。こうした中小企業には、まず企業再生（過剰債務の整理など）の対応をした上で、その後に債務保証等の金融の手当を行うのが順序だ。
- ・動いていない金融資産が多い。国費（一般会計からの出資金）を投入しているのだから、一般国民にわかりやすく、何をいくらかけて行っているのかを示すべき。見えにくいため、現在行われている事業の評価が難しい。
- ・中小企業対策は複数の主体で行われているが、どの手法がどれだけ効果が上がっているのかきっちり出していただきたい。また、着手間もないものも、今後適切に効果を示すべき。
- ・公的資金をファンドへの出資や融資などストックとして使用するべきか、一般的な援助で渡し切りのフローとして使用するべきか、どちらを優先した方が効果が高いのかを常に見直していく必要がある。

（研究開発独立行政法人をめぐる最近の動き）

内閣府から、研究開発力強化法の概要について説明があった。

（官民競争入札等監理委員会からの報告）

官民競争入札等監理委員会事務局から、独立行政法人に係る官競争入札等の導入状況及び進捗状況について報告があった。

（閉会）

〈文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）〉

※ 今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai58/shiryou.html>